

海域における行政界設定の可能性を、 「水」「水産」「海洋」政策から考える

- 地球研プロジェクト「アジア環太平洋地域の人間環境安全保障 - 水・エネルギー・食料連環」
- 文部科学省研究費「沿岸域総合的管理の構築に向けた水産政策研究：海域における行政界設定の可能性」



発表のアウトライン

□ 研究の目的

日本の沿岸・沖合漁業が抱える諸問題(海洋環境・漁場環境の悪化や漁獲圧力の増大等による漁業生産量の減少、漁業者の高齢化や漁村の過疎化による漁業・漁村の衰退、レジャー等の競合による海面の利用調整等)を解決するために、どのような水・水産・海洋政策が必要であるかについて明らかにする

□ 海域における行政界設置の現状

□ 研究の背景

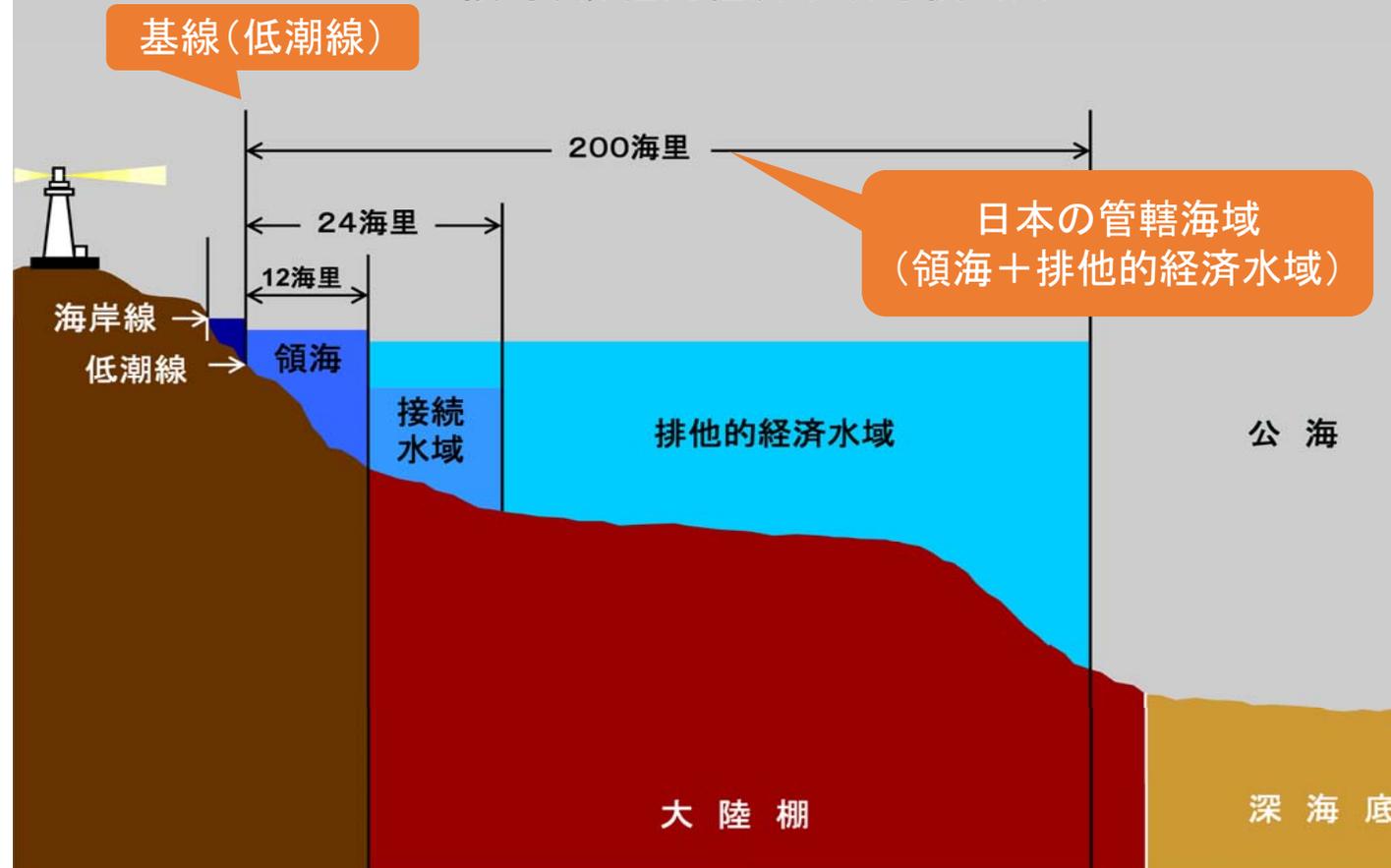
- 日本の水管理の現状
- 日本の沿岸域管理の現状

□ 人間活動・水循環・水産資源

- 海底湧水の管理
- 漁業紛争の解決
- 共同漁業権区域の管理

海域における行政界設置の現状

領海、排他的経済水域等模式図



□ 海域の県境

原則: 設定されていない
例外: 島根・鳥取の中海

□ 地方自治法 第5条

「普通地方公共団体の区域は、**従来の区域**による」

□ 判例の解釈

- ・普通地方公共団体の権能は陸地のみならず、陸地の延長として海面にも及ぶが、その範囲は領海までであり公海には非適用
- ・条例・規則の及ぶ区域は、その地方公共団体の区域内に限られる

□ 漁業調整規則の適用範囲

- ・知事が漁業法上の権限を及ぼしている管轄水面の境界(漁業法11条)
- ・漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又は漁場の管轄が明確でないときは、農林水産大臣は、これを管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行うことができる(漁業法136条)

資料) 海上保安庁海洋情報部HP (http://www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/ryokai/zyoho/msk_idx.html)

水循環基本法

□ 目的

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展又は国民生活の安定向上に寄与すること

□ 基本理念

1. 水は、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たす
2. 水は国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの
3. 水の利用に当たっては、健全な水循環が維持されるよう配慮
4. 流域として総合的かつ一体的な管理
5. 水循環に関する国際的協調

□ 基本的施策

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1. 貯留・涵養機能の維持及び向上 | 5. 民間団体等の自発的な活動を促進 |
| 2. 水の適正かつ有効な利用の促進等 | 6. 水循環施策の策定に必要な調査の実施 |
| 3. 流域連携の推進等 | 7. 科学技術の振興 |
| 4. 健全な水循環に関する教育の推進等 | 8. 国際的連携の確保・国際協力の推進 |

□ 水循環基本計画：来年8月策定予定

□ 水循環政策本部（内閣）、水循環政策本部事務局（内閣官房）

水循環基本法案と本法

	水循環基本法案(水制度改革議員連盟)2010年	水循環基本法
対象	<p>(定義)</p> <p>第二条一 水循環「降水が河川流域の土地利用の態様や利水、排水システム等人間の営為の影響を受けつつ地表水又は地下水となり、地表での滞留や貯留、土壌への浸透など様々な過程を経て主に海洋で蒸発し、再び降水となる反復継続的な水の循環の過程をいう。」</p> <p>第二条三 流域「上流域の森林、中下流域の農村及び都市並びに沿岸域が結ばれたまとまりのある国土の単位をいう。」</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条「この法律において「水循環」とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう。」</p> <p style="text-align: right;">海域</p>
公共性	<p>(前文)</p> <p>「公共資源としての水」</p> <p>(地表水及び地下水の管理)</p> <p>第四条「地表水及び地下水は、共に一体となって水文的循環を形成する公共の水資源であることにかんがみ」</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第三条2「水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものの」</p> <p style="text-align: right;">公共資源</p>
総合性・統合性・一体性	<p>(前文)</p> <p>「、統合的水管理により」</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条「水循環に関する施策を統合的に推進し、」</p> <p style="text-align: right;">統合的水管理</p>
流域管理	<p>(定義)</p> <p>第二条五 流域連合「統合的管理主体」</p> <p>(流域管理)</p> <p>第五条「統合的水管理は、地方公共団体による地域主権的な管理体制の下で行われなければならない。」</p> <p>(流域連合の設立)</p> <p>第三十五条「河川流域の統合的管理主体である流域連合を設ける」</p>	<p>(関係者相互の連携及び協力)</p> <p>第八条「国、地方公共団体、事業者、民間の団体その他の関係者は、相互に連携を図りながら協力する」</p> <p>第九条「水循環に関する施策は、有機的連携の下に総合的に、」</p> <p>(流域連携の推進等)</p> <p>第十六条「国及び地方公共団体は、必要な体制の整備を図ること等により、連携及び協力の推進に努めるものとする。」</p> <p>第十六条2「住民の意見が反映されるように、」</p> <p style="text-align: right;">流域連合</p>

海岸の管理区分（海岸法）

資料)2003-2004 海岸ハンドブック

総延長 約 35,000km

建設海岸
港湾海岸
漁港海岸
農地海岸
共同管理
要指定 1,500km
一般公共海岸区域 8,500km
その他 11,000km

海岸保全区域
14,000km

海岸法対象

区分	建設海岸 5,000km	港湾海岸 4,000km	漁港海岸 3,100km	農地海岸 1,700km	共管 200km
管理者	都道府県知事	都道府県知事・市町村長	都道府県知事・市町村長	都道府県知事	都道府県知事 (例外:市町村長)
国の窓口	水管理・国土保全	港湾局	水産庁	農村振興局	農水省国交省
主務大臣	国交省	国交省	農水省	農水省	
管理対象	海岸保全施設	港湾施設、船舶、航路	漁港施設、船舶、航路	海岸保全施設	

管理対象物が異なるさまざまな管理主体により、縦割りに管理されている！

人間活動・水循環・水産資源

海底湧水の管理



研究サイト



人間活動・水循環・水産資：海底湧水の管理

□ 海底地下水湧出量

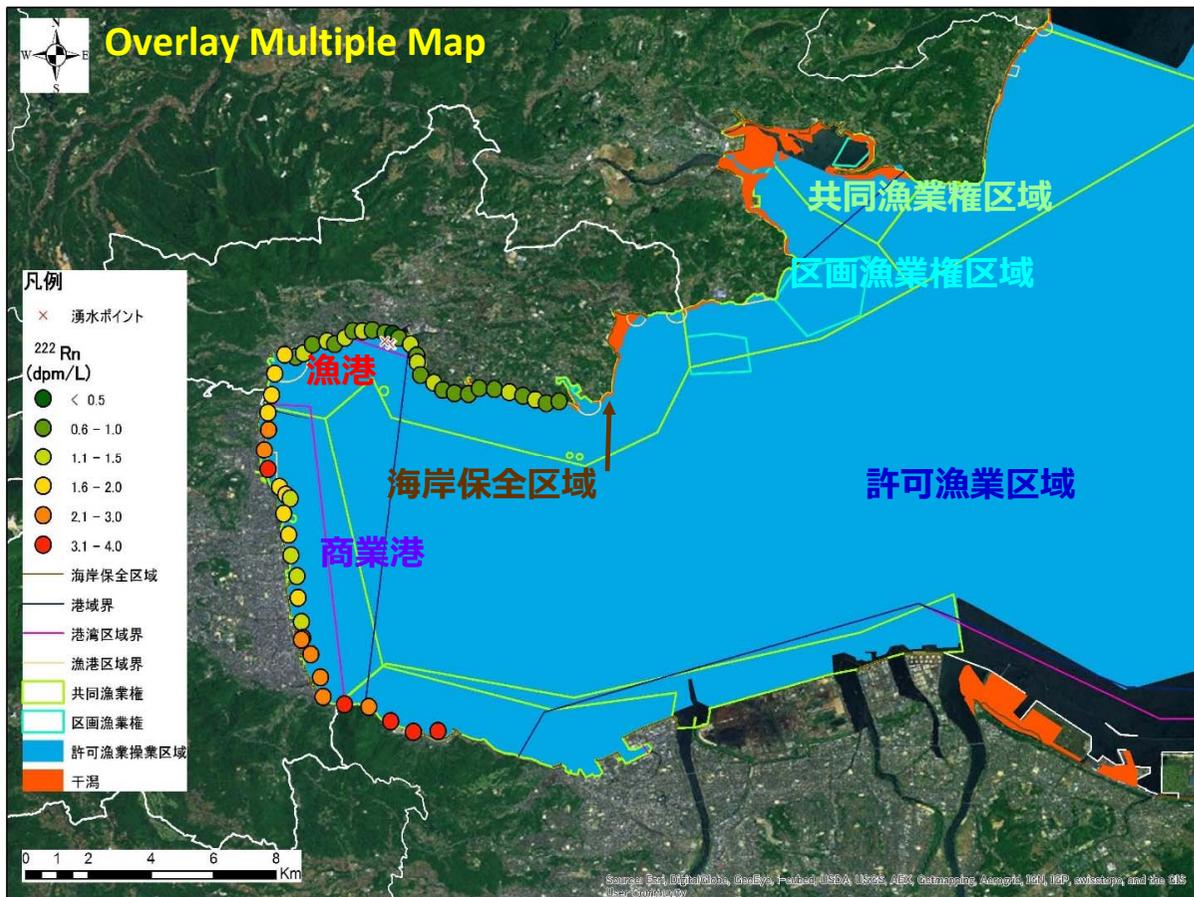
(Submarine Groundwater Discharge : SGD)

- 海底湧水は、水循環の隠れた経路として、また物質循環の重要な一部を担っていることが科学的に徐々に明らかになってきている
- SGDの指標として ^{222}Rn 濃度観測
- 水 × 食料(水産資源)ネクサス(連環)
⇒ 人間環境安全保障の最大化



図 別府湾沿岸の ^{222}Rn 濃度の分布[杉本亮、本田尚美
他 2014]

人間活動・水循環・水産資：海底湧水の管理



- ✓ 日本の海域は管理対象物が異なる
さまざまな管理主体により、縦割りに
管理されている
- ✓ 誰も湾全体を管理していない



誰がSGDsを管理するのか？

- 国？
- 地方自治体？

どうやってSGDsを管理するのか？

- Target-based approach?
- Area-based approach?

人間活動・水循環・水産資源

漁業紛争の解決

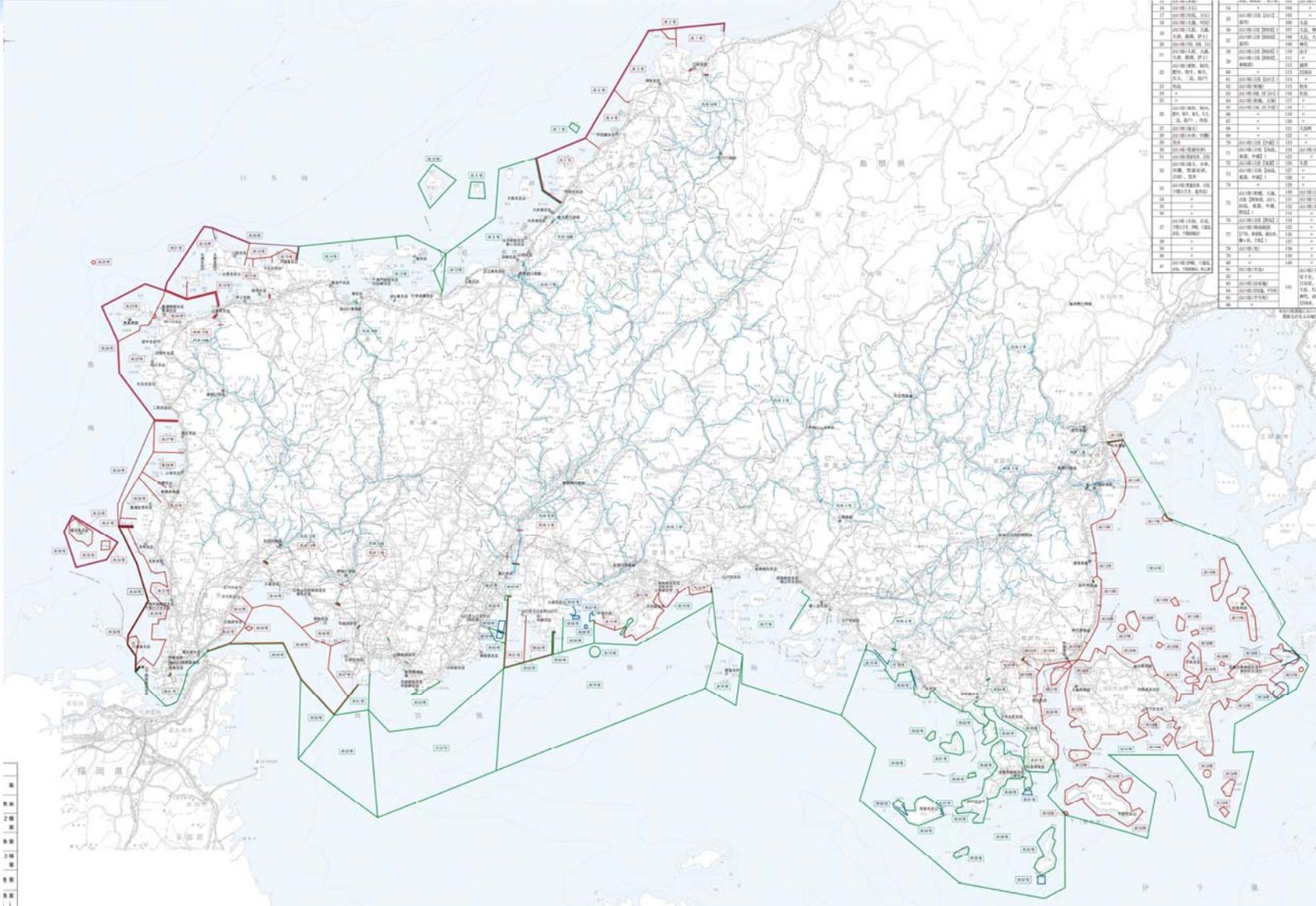


人間活動・水循環・水産資源

共同漁業権区域の管理



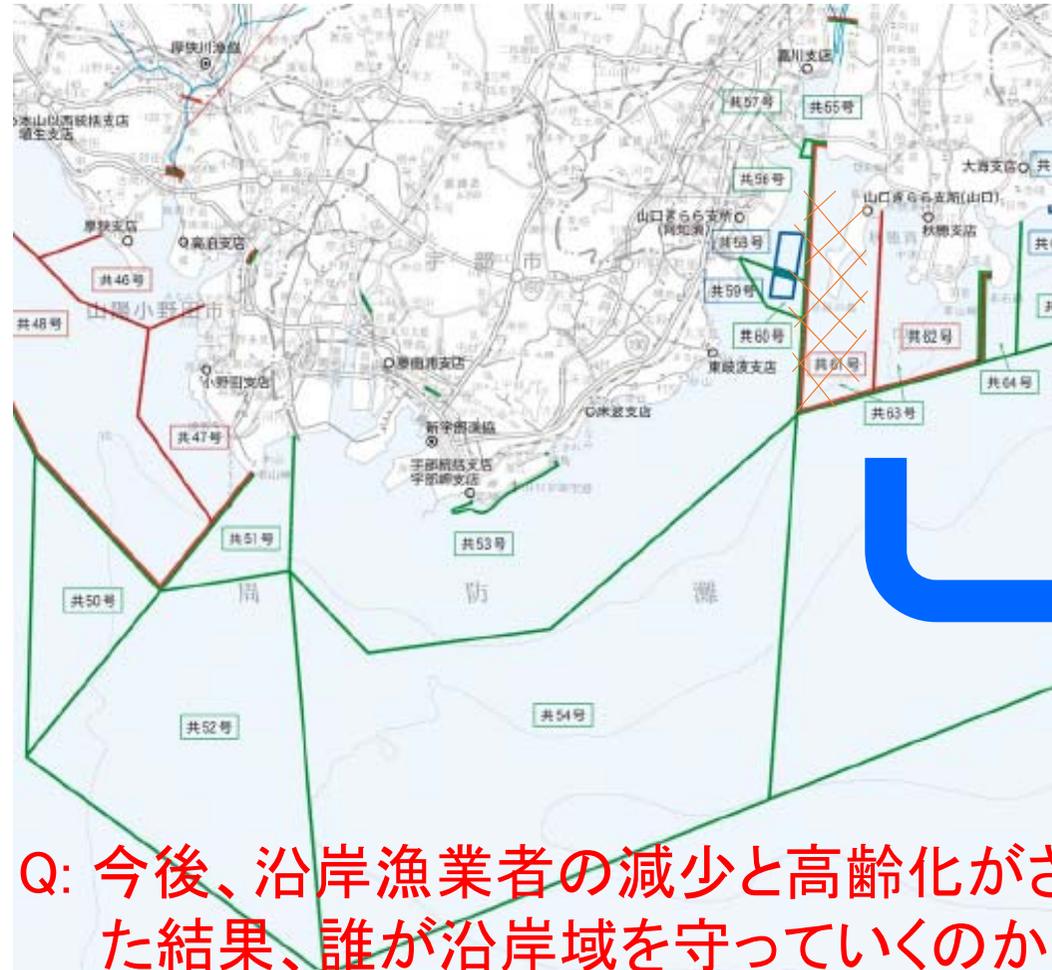
人間活動・水循環・水産資：共同漁業権区域の管理



✓日本の沿岸域
漁業協同組合により
管理されている
共同漁業権区域に
囲まれている

人間活動・水循環・水産資：共同漁業権区域の管理

- 山口県漁業協同組合きらら支所
 - 漁業者数の減少と高齢化
 - 干潟漁業活動なし
 - 広大な干潟管理(共同漁業権区域)



344 ha 干潟

Q: 今後、沿岸漁業者の減少と高齢化がさらに進行した結果、誰が沿岸域を守っていくのか

A: Nobody !